

2015年9月25日 第111号

憲法共同センターNEWS

戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかず共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)

http://www.kyodo-center.jp mail: move@zenroren.gr.jp

戦争法廃止にむけて踏み出そう！

「19日を忘れない！」毎月19日国会周辺で集会開催！

9月24日、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会は国会正門前集会を開催。雨のなか5000人結集し「戦争法はゼッタイ廃止」「廃止するまで頑張ろう」のコールをあげました。

集会では主催者より、戦争法案が強行採決された19日を忘れないとくみを継続させるため、毎月19日国会周辺で抗議行動を続けることが提起されました。10月8日には、文京シビックセンターで新たな情勢のもとでの今後の運動について学び考えあう集会が開催されます。時間や場所など具体化しましたら、順次お伝えしていきます。

* ニュース110号でお伝えした定例の木曜日行動は今後開催されません。お詫びし訂正いたします。

総がかり行動10・8講演集会(仮称)

とき : 10月8日(木) 19:00~

主催 : 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

場所 : 文京シビックホール大ホール *一般参加もOKです

次回 国会周辺での抗議行動

とき : 10月19日(月) 18:30~(時間は予定)

主催 : 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

場所 : 国会周辺

都道府県レベル初！岩手県議会 戦争法廃止求める意見書採択 島根・太田市議会でも撤廃求める意見書採択

岩手県議会は24日の臨時会本会議で戦争法の廃止を求める意見書を賛成多数で可決しました。意見書は軽石義則(改革岩手)、斉藤信氏(共産党)、小西和子(社民党)、吉田敬子(無所属)の4氏が議員発議案として共同提案。田村誠議長(改革岩手)を除く47人で起立採決し、賛成32人、反対15人で可決しました。採決で賛成したのは民主党、生活の党所属議員らで構成する改革岩手15人、いわて県民クラブ5人、創成いわて5人、共産党3人、社民党2人、無所属2人。反対は自民クラブ13人、いわて県民クラブ1人、公明党1人でした。(以下、意見書全文を掲載)

島根県太田市議会は24日、戦争法の撤廃を求める意見書を賛成多数(11対8)で可決しました。意見書採択を求めた新日本婦人の会太田支部の陳情が委員会では不採択とされましたが、1日の本会議で逆転、採択されました。

岩手県議会意見書全文

平成27年9月24日(発議案第2号)

意見書提出先 : 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、安全保障法制担当大臣、内閣官房長官

安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書

憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している安全保障関連法案が、強行採決されたことについて抗議するとともに、今国会で成立した安全保障関連法の廃止を強く求める。

理由

去る9月19日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。

この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。

国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。

各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今国会で成立させるべきでない」が6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいふべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。

よって、憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、今国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

各地で憲法共同センターが活躍 次々宣伝！

19日、岩国地域憲法共同センターは15人で「9の日」行動を行いました。毎日新聞も取材に来て、翌日には写真入りの記事にしてくれました。いつもは署名をしていましたが、この日は全労連から送られてきた、今年の7月1日閣議決定された事へのシール投票グッズを使って対話を行い大変好評でした。(事務局の長岡さんより)

24日、千葉県憲法会議と千葉県共同センターは千葉市のJR千葉駅前で戦争法廃止を求める宣伝・署名行動にとりくみました。『戦争法廃止の国民連合政府』の実現を呼びかけます」のチラシを配布し、「平和憲法の改悪に反対する請願署名」が26人分寄せられました。

24日、山梨憲法共同センターは甲府市のJR甲府駅南口で35人で宣伝を行い「国民は戦争法を認めていない」と力強く訴えました。



岩国共同センターのとりくみ(毎日掲載)

お知らせ

- ◆10月「9の日」宣伝用の版下PDFとスポット原稿は10月2日発送、HP掲載予定です。
- ◆憲法会議、日本共産党は戦争法の廃止を求める署名用紙を作成しました。用紙は各団体のHP、または憲法共同センターHPからもダウンロードできます。http://www.kyodo-center.jp/?page_id=484